

社会福祉法人防府海北園 福祉サービスに関する苦情解決について

社会福祉法第82条及び児童福祉施設最低基準第14条の3の規定に基づき、社会福祉法人防府海北園が設置経営する児童養護施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム及び児童家庭支援センターが提供する福祉サービスについて、利用者等から苦情がある場合、その苦情への適切な対応と円滑円満な解決を図るための体制を定め、福祉サービスの質の向上につとめています。

【令和4年度 苦情受付件数】

児童養護施設	0件
母子生活支援施設	7件
自立援助ホーム	0件
児童家庭支援センター	0件